

第三者評価結果

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」は、児童に関する施策や条例、指針、園の方針に基づき、また、「新たな公立保育所」の在り方基本方針に則って作成しています。</p> <p>区内のセンター園という観点や地域の特性も含め、川崎市の保育園全ての「全体的な計画」のベースとなる計画書を目指して作成に臨んでいます。</p> <p>今年度はコロナ禍のため、感染症拡大の防止に努めた活動を考え、一部休止した活動もありますが、再検討を重ねて、室内活動を中心に子どもの発達段階に応じた活動を考案しており、次年度の作成に活かしていきたいと考えています。</p> <p>毎月の乳児会議・幼児会議で日案・週案・月案の見直しを行っており、年度末には各職種が集まって意見交換や評価・検討を行い、改善が必要な部分は次年度の計画に反映させています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p><コメント></p> <p>各教室やホールは十分なスペースが確保され、広い園庭にはたくさんの遊具とプールもあり、開放的な環境が整備されています。</p> <p>昨年度に続き、より良い環境作りをめざした「環境プロジェクト」で、現在は2階のコーナーの環境作りに取り組んでいます。</p> <p>用務員と看護師・保育士が意見を出し合い、安全で清潔な環境を整え、「安全点検マニュアル」で毎月のチェックを行っています。例えば、ジャングルジムは年齢ごとに登る段を色分けする等、安全な手作り遊具や可動遊具を作成しています。</p> <p>各クラスで室温・湿度の管理をこまめに行い、自然換気や殺菌消毒・安全チェックや室内清掃を実施して、環境や安全を管理しています。</p> <p>仕切りがついた個室仕様のトイレは、プライバシーの配慮と保育士の目が届くことで、安全性と衛生面が考慮されています。</p> <p>子どもの生活にふさわしい場として、心地よく過ごすことのできる環境を用意しています。</p>		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p>		

「保育の質ガイドブック」(事例集)による会計年度任用職員も含めた園内研修で、子どもに対する理解を深めて、一人ひとりの子どもを受容する丁寧な保育を職員間で実践しています。保育士は、声掛けのタイミングや言葉選び等についても日々学ぶ姿勢を持ち、穏やかで分かりやすい言葉や態度で子どもに話し掛け、また、注意するときにも、叱るのではなく、肯定的な言葉を用いることで信頼関係を築くことを心掛けています。月に一度の学年打ち合わせや会議、適宜実施しているケースカンファレンスを通して子どもへの対応を振り返り一人ひとりの子どもに合わせた保育を行うようにしています。

【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
------	---	---

<コメント>
 学年打ち合わせや乳児幼児全体会議にて職員間で共通認識を持ち、年齢に合わせた援助を行っています。
 園児に対して、栄養士・看護師が成長に合わせた生活習慣の話をし、保育士が日常の中で継続して働きかけるという流れで、三者連携し基本的な生活習慣を身につけることができる環境を整えています。
 生活習慣の取得については、自分でしようとする気持ちと個々の間隔・リズムを尊重して取り組んでいます。
 食事は食べる意欲や完食の喜びの経験を積み重ねています。
 排泄は排泄ができた喜びを保育士も一緒に共感して進めています。
 睡眠は絵本を読む等の心が落ち着く活動から入眠できるようにしており、活動と休息のバランスにも留意して午睡時間の調整を行い、徐々に習慣が身につくことを心掛けています。
 トイレトレーニングや箸の持ち方などは個人差があることも含めて、過程を保護者にお便りで知らせ、家庭と共に実施できるよう働きかけています。

【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
------	---	---

<コメント>
 日々、子どもの遊ぶ様子を観察することを心掛けています。遊びのコーナーの設定・手作り遊具や年齢発達に合わせての環境設定と入れ替えにより、自発的な遊びを選択して集中できる環境を整えています。
 広い園庭・ホール・テラスを活用し、身体を動かす遊びを楽しめるように援助しています。現在はコロナ禍のため、クラス間で密にならないように調整して実施できませんが、異年齢交流での遊びも行っています。
 散歩で園外の自然に触れ、地域の方との交流で様々な世代とのふれあいや社会のルールに触れる経験、プランター栽培・収穫での大変さや感謝の気持ち等、多様な活動で子どもの生活と遊びを豊かにする保育を実践しています。
 園内の”トロの森”が使用できない状況について保護者への説明が十分ではないように見受けられるため、理解を得られる対応が期待されます。

【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
------	---	---

<コメント>

0歳児の保育は保育内容に応じ担当制で行い、全担任で子どもたちを見守っています。担任の誰かが迅速に対応できる状況を作り、日々の生活を通して子どもとの愛着関係を築くようにしています。1対1での対応を求めてくる場合には保育士の連携で対応し、経験豊富で安心できる保育者のもと、一人ひとりの気持ちを受け入れ、個々のリズムを大切に活動ができるようにしています。保育室内では、それぞれの子どもが興味を持った時に自分で取り出せるように玩具や絵本を手の届くところに配置する他、寝転がれるスペースを確保し、ホールの活用・散歩など生活の場所を工夫して、長時間過ごすことに適した環境を提供しています。クラス打ちあわせや乳児会議にて保育内容について検討しており、共通認識を持って細やかな保育にあたっています。保護者とは連絡帳やクラス便り、写真掲示を通して子どもの様子を伝え、発達状況を理解してもらう工夫をしています。

【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
------	--	---

<コメント>
 1・2歳児の保育については、子ども一人ひとり発達や興味に応じた遊具や環境設定を行っています。子どもの自主性と自我が芽生え、動きが大きくなる年齢のため、興味や好奇心から様々なものに触れたり試したりする行動や、園外に多く出る機会を増やして、活動を見守っています。今年度はコロナ禍のため、異年齢保育や外部の年輩の方々との交流が積極的に行うことができませんでしたが、土曜日の乳児合同保育や、シルバー人材・用務員等の保育士以外の大人と接して、人との関りを体験できる工夫をしています。保育士はクラス打ち合わせや乳児会議にて保育内容について検討しており、共通認識を持って細やかな保育にあたっています。保護者とは連絡帳やクラス便り、写真掲示を通して保育内容を知らせ、子どもの様子や発達状況を理解してもらう工夫をしています。

【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
------	--	---

<コメント>
 年齢や発達に応じて色々な遊びに興味・関心を持つ環境設定を実施し、子どもが自ら活動を選択して遊びに集中できるような玩具や教材を増やしています。日本の文化や季節の行事について学ぶ機会を設け、行事を通して自分で努力してやり遂げる気持ちや友達と協力し合い乗り越える気持ちを育てています。例年であれば、3～5歳が3人1組になって1年間触れ合い、交流を持つ異年齢保育を実施して、いたわりや憧れの気持ちを育てていますが、今年度はコロナ禍のため取り組みができていません。例年は、年長担当者連絡会や小学校への訪問と交流、就学前の小学校との面談、保育要録を通じた引継ぎ等を行い、円滑な就学に繋げていましたが、今年度は小学校への訪問や交流もできないため、小学校の教材に触れる、近隣小学校への散歩等を検討しています。

【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>障害の特性を配慮した個別指導計画を作成し、医療的ケアが必要な園児に対しては「医療的ケア保育の手引き」に則った保育を実施しています。</p> <p>毎月、ケース検討会や医療的ケア保育会議を実施し、健康状態の共有・現状の共通理解と様々な視点からの助言をもらって振り返りを行い、次月の保育に活かしています。</p> <p>保護者の理解を得て、発達相談や巡回相談を活用して、集団生活における不安解消等の手助けや対応のヒントを得ています。助言を基に職員間で検討して理解を深めて保育に反映しています。</p> <p>保護者に対しては、必要に応じて発達相談支援コーディネーターと共に保護者面談を実施して、ケースカンファレンスを行って、適切な情報を伝える工夫をしています。</p>		
【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>大規模保育園のため、集団が大きくならないように学年別の保育を行っています。少人数の保育ができるため、保育士が絵本を読んだり、わらべうたで触れ合ったりと、じっくり関わる遊びをすることで、子どもたちが落ち着いて過ごすことができるように配慮しています。また、特例・延長保育の時間帯には同じ担当の職員が引き続き受け持ち、子どもが安心して過ごすことができる配慮をしています。</p> <p>保護者との連携については、職員間で「早番遅番ノート」を活用してクラス担任との引継ぎを行い、保護者への連絡を確実に行うことを心掛けています。</p> <p>1日の生活を見通した保育を提供できるように、「全体的な計画」や「年間保育指導計画」で長時間保育に関する配慮すべき事項を明文化することが望まれます。</p>		
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>小学校との連携については、「全体的な計画」の中で、保育所保育指針の「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」が目安として明記されています。5歳児の「年間保育指導計画」にも四半期ごとの目標を掲載されており、就学を見通した小学校との連携を実施しています。</p> <p>園長は幼保小教育交流事業に参加し、例年、担任が公開授業に参加して意見交換を行い、書面や電話でも随時やりとりをして「保育所児童保育要録」を記入・提出し、引継ぎを行っています。</p> <p>保護者向けに懇談会で就学について説明を行い、個人面談での相談に応じ、丁寧な対応をしています。</p> <p>昨年度までは、5歳児が近隣の小学校への訪問と交流の機会を設けて、小学校生活の見通しを示していましたが、今年度は訪問や直接的な交流ができないため、小学校の教材にふれてみる、近くの小学校まで散歩に行く等を検討しており、小学校生活に期待を持たせる工夫をしています。</p>		
A-1-(3) 健康管理		

【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p>＜コメント＞</p> <p>川崎市公営保育園の「健康管理マニュアル」に基づき子どもの心身の健康状態の把握や事故の対応等を行っています。</p> <p>事故やけが・体調変化については、電話や迎えの際に状況等を丁寧に伝えていきます。ヒヤリハット・事故報告として全職員に周知と検証を行い、再発防止に努めています。</p> <p>入園時に記入してもらった「児童票」や連絡カード、毎日の看護師の視診から、受診結果・予防接種の把握を行い、「すこやか手帳」に健康診断結果や毎月の身体測定結果を記載して、一人ひとりの健康状態と成長を把握しています。</p> <p>乳幼児突然死症候群(SIDS)については口頭・配布物で説明を行い、睡眠時には様子を確認・記録して安全確保に努めています。</p> <p>保護者には、入園説明会や保育説明会で健康への方針、取り組みを説明し、冊子を配布しています。園で作成した「健康管理年間計画」も開示しており、毎月の「保健だより」で健康に関する情報を保護者に提供しています。</p>		
【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p>＜コメント＞</p> <p>健診は0・1歳児が2か月に1回、2～5歳児が4か月に1回実施し、その他、年2回の歯科検診、毎月の身体測定を実施しており、「すこやか手帳」に健診結果を記録しています。保護者には、歯科健診結果表を配布し、健診・身体測定結果は「すこやか手帳」で知らせています。</p> <p>園で作成した「健康管理年間計画」・毎月の「保健だより」と園内掲示で、健診時の日程については予め周知し、気になっていることがある保護者には事前に聞き取りを行い、園医に確認して返信しています。</p> <p>2歳児以上には看護師による保健指導を、5歳児には三者連携(看護師・栄養士・保育士)による健康集会を実施して、健康について分かりやすく説明しています。</p>		
【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p>＜コメント＞</p> <p>「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づいて作成された「川崎市公営保育園食物アレルギー対応マニュアル」に沿って対応しており、職員全員は年1回のアレルギー研修を受講し、エピペンの扱いについても研修を行っています。個々の除去食については「除去食個別対応一覧表」で周知・共有しています。</p> <p>保護者には重要事項説明で保育園の食事について記載し、併せて園への飲食物の持ち込みや飲食の禁止を伝えて、アレルギー疾患についての理解を図るための取り組みを行っています。半年ごとに除去食申請の見直しを求め、年に2回以上の面談を実施しています。</p> <p>アレルギー疾患及び宗教上の制限のある子どもへの食事提供は正規職員が対応して二重チェックを行い、事前に配布する献立表で保護者・栄養士・担任で除去食材の確認をし、名前と除去食材を明記したお盆を使用し提供をすることで、取り違えを避ける工夫をしています。</p>		
A-1-(4) 食事		

【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」や「年間指導計画」・「月案」には食育についての記載があり、毎月の給食会議で一人ひとりの年齢や発達に応じた食育の検討を行っています。</p> <p>コロナ禍で、今年度は子どもたちによる盛り付けや、食材に触れる調理などはできませんでした。野菜の栽培をしたり、三者連携(栄養士・看護師・保育士)による三食栄養の話などの食について学ぶ機会を設けたり、豊かな経験ができる工夫をして食への関心を深めています。</p> <p>無理に食べさせるのではなく、食べられる量を把握しながら、完食の喜びや食への意欲・興味を持って食事を楽しむ工夫をしています。</p> <p>保護者には、「食育年間計画」と毎月の「給食だより」を配布して、食育に関する周知を行っています。「給食だより」では献立や旬の食材・新メニューを紹介し、口腔内の微細運動強化の実施や食育ボードの設置等、保護者の関心を高める発信を行い、家庭と連携して食育を進めています。</p>		
【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>栄養士が作成した市内統一の献立を基に業務委託しています。業者とは給食会議で衛生管理等の確認や意見交換を行い、兼務栄養士による給食作業確認を行って、子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しています。</p> <p>子どもの体調やけが・発育状況に応じて調理方法を工夫しており、支援の必要な子どもに対しては、保護者と連携して食材の好みや刻み方を配慮しています。</p> <p>クラスごとの「喫食状況記入表」に記録しており、必要に応じて個人状況簿を記入しています。毎月開催される給食会議で献立や子どもの食事の状況などについて職員と情報共有しており、栄養士は喫食状況を確認して、次回の献立や調理に反映させています。</p> <p>日本の伝統的な食文化や行事食と取り入れた食育活動を行い、ひらがな献立表を掲示して、献立や盛り付けに関心を持ち、食事を楽しむ機会を設けています。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<p><コメント></p>		

乳児は個人連絡帳を、幼児はクラスノート(状況により個人ノート)を利用して、毎日の保育状況を知らせています。個々に伝える必要があることは送迎時に口頭にて連絡して、家庭との連携を行っています。

子どもの生活を充実させるために、年2回の懇談会・年1回の保育参加・参観や個人面談を通して保護者と直接関わる機会を用意し、保護者と子どもの育ちを共感したり、悩みの解決を行ったりしています。

行事を通じた成長を共有できるように、行事後のアンケートを実施して保護者の意向を把握し、要望についてはできるだけ早く改善できるように努力しています。

保護者との個人面談の内容や相談事項は「個人面談記録」に残し、児童票に保管して、指導計画に反映できるようにしています。

コロナ禍で中止となった“乳児遊ぼう会”に替えて、親子で楽しめる制作キットを配布し、家庭で楽しんでいる様子を写真や文書で提出してもらい、好評を得ました。

A-2-(2) 保護者等の支援

【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
-------	--------------------------------------	---

<コメント>

毎日の送迎の際に、保護者には積極的な声掛けを行ってコミュニケーションをはかり、保護者との信頼関係を築いています。

年1回の担任保育士との個人面談の他、相談内容によっては、園長や看護師・栄養士等の専門職員による個別面談を設定しています。

支援や配慮が必要な子どもについて、発達状況や家庭での保育に関する内容は、発達相談支援コーディネーターが面談を行い、個人記録票やコーディネーター会議記録で保管して、継続的な支援を心掛けています。

配慮が必要な家庭に対しては、行政に相談して専門機関などの助言を求めることができる体制を整えています。

外国籍の保護者にはその国の言語が表記された資料を使ったり、中国語・英語を話せる職員が説明したり、翻訳アプリを活用して対応しています。

【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
-------	--	---

<コメント>

「川崎市児童虐待対応ハンドブック」の内容を全ての職員に周知すると共に、研修や各関係機関との会議で得た情報を職員と共有しています。「運営管理マニュアル」に虐待対応の基本や早期発見と発見した場合の留意点などが示されており、内容に沿った対応に努めています。

家庭での虐待や子どもの権利侵害に対しては、園における早期発見・早期対応が不可欠と考え、毎日の送迎時の親子の表情・態度の目視を心掛け、保護者へのさりげない声掛けを行い、家庭養育状況の把握に努め、必要に応じて職員間で共有しています。虐待を発見したり疑わしい場合には、迅速に対応できる体制を整えています。

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果
--	---------

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>週案・月案・四半期・年間の反省は、児童票の記録を基に会議にて振り返りを実施し、保育内容については、次回の週案や月案等のカリキュラムの見直し時に改善内容を反映しています。職員は、人事評価の実施により年度の目標を設定し、定期的な園長との面談にて自己評価を行っています。自己評価に関しては、できたか否かの結果ではなく、取り組む課程を大事にしています。</p> <p>年度末には川崎市の公立保育園で共通の「保育所の自己評価」を活用して、共通の項目ごとに自己評価を実施しています。集計した結果を基にして園の課題を見つけ出し、各種会議で改善方法や具体的な取り組みを検討して、次年度の計画に繋げています。</p>		